

第1回（仮称）【準特定地域】 帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

議 事 次 第

平成26年2月20日（木）

改正前法に基づく協議会から引き続き
北海道運輸局帯広運輸支局2階会議室

1. 開会

2. 議題

（1）会長選出

（2）会長挨拶

（3）座長選出

（4）事務局長指名

（5）議事

①協議会設置要綱の改正について

②消費税改定（4月1日）に伴う公定幅運賃について

③その他

（6）閉会

第1回(準特定地域) 帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 委員出席者名簿

平成26年2月20日(木)

十勝地区ハイヤー協会会長

北村 安正

十勝地区ハイヤー協会経営労務委員長

奥 昌憲

協同組合帯広個人タクシー協会理事長

松倉 盛吉

エイシン運輸有限会社代表取締役

桑島 信一

代理
松田欣雄

北海道釧路方面帯広警察署交通第一課長

栗山 文雄

帯広労働基準監督署監督課長

徳本 勝則

一般社団法人帯広消費者協会専務理事

大西 正和

全国自動車交通労働組合連合会北海道地方連合会
帯広地域協議会議長

柴田 芳宏

帯広市商工観光部商業まちづくり課長

金森 克仁

(順不同、敬称略)

(改定・新協議会版)

帯広交通圏タクシー事業
適正化・活性化協議会設置要綱

制 定:平成25年12月16日

一部改正:平成25年 1月28日

一部改正:平成26年 1月24日

一部改正:平成26年 2月20日

(目的)

第1条 帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、帯広交通圏(準特定地域)の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 協議会の運営方法

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

1 法第8条第1項に掲げる者

- (1) 帯広市長又はその指名する者
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民代表
- (5) 学識経験者
- (6) 北海道釧路方面帯広警察署長又はその指名する
- (7) 一般社団法人帯広消費者協会会長又はその指名する者
- (8) その他協議会が必要と認める者

2 協議会は、前項の(1)～(4)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(8)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長又は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長又は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

- 3 会長の任期は平成27年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局長をおき、会長が指名する。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は平成27年1月26日までとする。
- 8 協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から座長をおくことができる。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長、座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の区分ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 帯広市長が合意していること。
 - ② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員が合意していること。
 - ⑤ 帯広消費者協会会長が合意していること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① ②①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合

意していること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意していること。

② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

10 協議会は、適宜開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催するいとまのない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第4項中の「10日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「20日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

公定幅運賃の範囲について

北海道運輸局帯広運輸支局 輸送・監査担当

公定幅運賃について

○公定幅運賃の指定

国土交通大臣は、特定地域及び準特定地域を指定した場合には、協議会の意見を聴いて、当該地域におけるタクシー運賃の範囲を指定し、当該運賃の範囲を適用日の30日前までに公表しなければならない。

○公定幅運賃の範囲の基準

- ・ 標準的なタクシー事業者が行う適正な原価に適正な利潤を加えたもの
- ・ 差別的な取扱いでないもの
- ・ 不当な競争を引き起こすものでないこと

○公定幅運賃の届出

特定地域及び準特定地域に営業所を有するタクシー事業者は、公定幅運賃の範囲内で運賃を定め、届出することとする。

公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

1. タクシーの運賃

- ・ 距離制運賃（初乗運賃、加算運賃、時間距離併用運賃及び待料金）
- ・ 時間制運賃

2. ハイヤーの運賃（都市型ハイヤー以外） 1. と同様

3. 割引運賃

割引運賃が適用された基本運賃のうち、原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるもの

4. 定額運賃

施設から他の施設又は一定のエリア内への定額運賃で、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額により算出されたもの

運賃変更命令について

運賃変更命令の対象となる運賃

- (1) タクシーに係る基本運賃
公示した公定幅運賃の範囲内でない基本運賃
- (2) ハイヤーに係る運賃
タクシー運賃の下限運賃を下回る基本運賃
- (3) 割引運賃
割引が適用された基本運賃のうち、原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものであって、公定幅運賃の範囲内ない運賃
- (4) 定額運賃
施設及びエリアに係る定額運賃で、公定幅運賃の範囲内で届け出られた運賃の額によらないもの

• 公定幅運賃外の届出

従わない

• 指導(複数回実施)

従わない

• 勧告

従わない

• 運賃変更命令

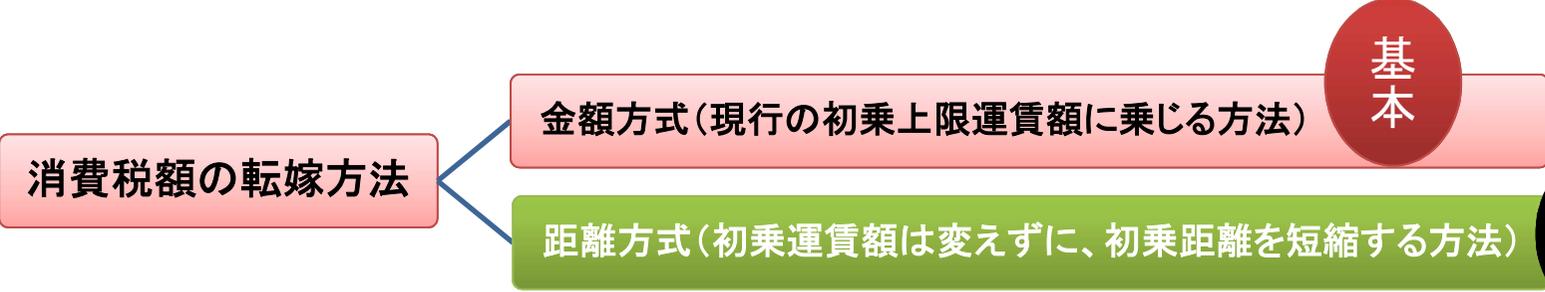
従わない

• 行政処分

• 聴聞

事業取り消し

公定幅運賃の範囲のイメージ 帯広交通圏 小型車



現行

小型車	初乗運賃	加算運賃	時間距離併用運賃 及び待ち料金	時間制運賃
上限運賃	1.4km 530円	314m 80円	1分55秒 80円	30分 2,650円
B運賃	1.4km 520円	320m 80円	2分00秒 80円	30分 2,600円
C運賃	1.4km 510円	326m 80円	2分00秒 80円	30分 2,550円
D運賃	1.4km 500円	333m 80円	2分00秒 80円	30分 2,500円

設定案

小型車	初乗運賃	加算運賃	時間距離併用運賃 及び待ち料金	時間制運賃
上限運賃	1.4km 550円	308m 80円	1分55秒 80円	30分 2,730円
A運賃	1.4km 540円	314m 80円	1分55秒 80円	30分 2,680円
B運賃	1.4km 530円	320m 80円	2分00秒 80円	30分 2,630円
下限運賃	1.4km 520円	326m 80円	2分00秒 80円	30分 2,580円

北海道C

1, 平年度所要増収率の算定

所要増収率 = 108 ÷ 105

= 1.028571 = **102.86%**

2, 改定運賃額の算出【時間制】

(1) 時間制運賃の決定

車種別	改定前上限運賃	×	所要増収率(10円単位に四捨五入)	=		≡	改定後上限運賃	
特大	3,770	×	108/105	=	3877.71	≡	3,880円	1.0292
大型	3,720	×	108/105	=	3826.29	≡	3,830円	1.0296
中型	3,260	×	108/105	=	3353.14	≡	3,350円	1.0276
小型	2,650	×	108/105	=	2725.71	≡	2,730円	1.0302

(2) 時間制運賃の増収率

特大	1.0292	×	0.3245000	=	0.3340
大型	1.0296	×	0.0075000	=	0.0077
中型	1.0276	×	0.0445000	=	0.0457
小型	1.0302	×	0.6235000	=	0.6423

時間制運賃平均値上率 **1.0297**

3, 改定運賃額の算出【距離制】

(1) 初乗運賃の上限運賃

車種別	改定前上限運賃	×	所要増収率	=		≡	改定後上限運賃	
特大	640	×	108/105	=	658.29	≡	660円	1.0313
大型	610	×	108/105	=	627.43	≡	630円	1.0328
中型	550	×	108/105	=	565.71	≡	570円	1.0364
小型	530	×	108/105	=	545.14	≡	550円	1.0377

(2) 初乗運賃の増収率

特大	1.0313	×	0.0004200	=	0.0004
大型	1.0328	×	0.0000700	=	0.0001
中型	1.0364	×	0.0011600	=	0.0012
小型	1.0377	×	0.9983600	=	1.0360

初乗運賃平均値上率 **1.0377**

(3) 距離制運賃の上限加算運賃の算出

【値上率の決定】

増収率 { 108/105 - [時間制運賃の収入構成比 (1.0297 × 0.0159) + 初乗運賃の収入構成比 (1.0377 × 0.4607)] } ÷ 0.5234 = 1.020502

【加算距離の決定】

車種別	増収率	×	加算距離(m) (1m単位に四捨五入)	≡	
特大	1.0205	×	295.9327518	≡	296m
大型	1.0205	×	271.4350074	≡	271m
中型	1.0205	×	277.3144661	≡	277m
小型	1.0205	×	307.6916691	≡	308m

(4) 加算運賃の増収率

特大	1.0203	×	0.0056000	=	0.0057
大型	1.0221	×	0.0007000	=	0.0007
中型	1.0217	×	0.0094000	=	0.0096
小型	1.0195	×	0.9843000	=	1.0035

加算運賃平均値上率 **1.0195**

○ 運賃改定率

1.0297 × 0.0159 + 1.0377 × 0.4607 + 1.0195 × 0.5234 = 1.0280469 < 108/105 (1.028571)

(5) 時間距離併用運賃

車種別	加算距離(m)	÷	1000 ÷	10 ×	60 =	秒単位の端数は5秒単位に切り上げ
特大	296	÷	1000	×	60	1分 50秒
大型	271	÷	1000	×	60	1分 40秒
中型	277	÷	1000	×	60	1分 40秒
小型	308	÷	1000	×	60	1分 55秒

公定幅運賃・料金表(帯広交通圏(帯広市・音更町・芽室町・旧幕別町・池田町))

① 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		初乗運賃	加算運賃
上限運賃	1.4km 660 円	296 m 110 円	1 分 50 秒 110 円	30分 3,880 円	30分 3,880 円
A 運賃	1.4km 650 円	301 m 110 円	1 分 50 秒 110 円	30分 3,820 円	30分 3,820 円
B 運賃	1.4km 640 円	305 m 110 円	1 分 50 秒 110 円	30分 3,760 円	30分 3,760 円
C 運賃	1.4km 630 円	310 m 110 円	1 分 55 秒 110 円	30分 3,700 円	30分 3,700 円
下限運賃	1.4km 620 円	315 m 110 円	1 分 55 秒 110 円	30分 3,640 円	30分 3,640 円

② 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		初乗運賃	加算運賃
上限運賃	1.4km 630 円	271 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	30分 3,830 円	30分 3,830 円
A 運賃	1.4km 620 円	275 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	30分 3,770 円	30分 3,770 円
B 運賃	1.4km 610 円	280 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	30分 3,710 円	30分 3,710 円
下限運賃	1.4km 600 円	285 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	30分 3,650 円	30分 3,650 円

③ 中型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		初乗運賃	加算運賃
上限運賃	1.4km 570 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	30分 3,350 円	30分 3,350 円
A 運賃	1.4km 560 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	30分 3,290 円	30分 3,290 円
B 運賃	1.4km 550 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	30分 3,230 円	30分 3,230 円
下限運賃	1.4km 540 円	292 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	30分 3,170 円	30分 3,170 円

④ 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		初乗運賃	加算運賃
上限運賃	1.4km 550 円	308 m 80 円	1 分 55 秒 80 円	30分 2,730 円	30分 2,730 円
A 運賃	1.4km 540 円	314 m 80 円	1 分 55 秒 80 円	30分 2,680 円	30分 2,680 円
B 運賃	1.4km 530 円	320 m 80 円	2 分 0 秒 80 円	30分 2,630 円	30分 2,630 円
下限運賃	1.4km 520 円	326 m 80 円	2 分 0 秒 80 円	30分 2,580 円	30分 2,580 円

公定幅運賃・料金表（北海道C地区）

① 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		初乗運賃	加算運賃
上限運賃	1361m 640円	294 m 110円	1分 50秒 110円	30分 3,880円	30分 3,880円
A運賃	1361m 630円	299 m 110円	1分 50秒 110円	30分 3,820円	30分 3,820円
B運賃	1361m 620円	303 m 110円	1分 50秒 110円	30分 3,760円	30分 3,760円
C運賃	1361m 610円	308 m 110円	1分 55秒 110円	30分 3,700円	30分 3,700円
下限運賃	1361m 600円	314 m 110円	1分 55秒 110円	30分 3,640円	30分 3,640円

② 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		初乗運賃	加算運賃
上限運賃	1361m 610円	270 m 100円	1分 40秒 100円	30分 3,830円	30分 3,830円
A運賃	1361m 600円	275 m 100円	1分 40秒 100円	30分 3,770円	30分 3,770円
B運賃	1361m 590円	279 m 100円	1分 45秒 100円	30分 3,700円	30分 3,700円
下限運賃	1361m 580円	284 m 100円	1分 45秒 100円	30分 3,640円	30分 3,640円

③ 中型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		初乗運賃	加算運賃
上限運賃	1361m 550円	276 m 90円	1分 40秒 90円	30分 3,350円	30分 3,350円
A運賃	1361m 540円	281 m 90円	1分 45秒 90円	30分 3,290円	30分 3,290円
B運賃	1361m 530円	286 m 90円	1分 45秒 90円	30分 3,230円	30分 3,230円
下限運賃	1361m 520円	292 m 90円	1分 50秒 90円	30分 3,170円	30分 3,170円

④ 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		初乗運賃	加算運賃
上限運賃	1361m 530円	306 m 80円	1分 55秒 80円	30分 2,730円	30分 2,730円
A運賃	1361m 520円	312 m 80円	1分 55秒 80円	30分 2,680円	30分 2,680円
B運賃	1361m 510円	318 m 80円	1分 55秒 80円	30分 2,630円	30分 2,630円
下限運賃	1361m 500円	324 m 80円	2分 0秒 80円	30分 2,580円	30分 2,580円